

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
HTBエナジー株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10

2. 指名停止措置期間

令和6年11月20日 ~ 令和7年2月19日 (3カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

HTBエナジー株式会社は、令和6年8月20日付けで当地方整備局青森河川国道事務所発注「青森河川国道事務所管内出張所で使用する電気（低圧）」の落札決定通知を受領したが、同年10月17日に、発注者が提示していた発注条件（仕様書、契約書案等）では履行ができないとして契約辞退届を提出し、同年10月21日に落札決定取り消しとなった。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

<発表記者会：青森県政記者会、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 かわさき たすみ 川崎 友美 (内線 2511)建設専門官 しぶや たかひろ 渋谷 隆博 (内線 2512)総務部 経理調達課 課長 ちば てつや 千葉 哲哉 (内線 6551)

○は本件の主務課です。